広域紋別病院の概要

広域紋別病院は、西紋別地域の５市町村（紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町）が、共同して運営する広域的な病院です。

ご挨拶

広域紋別病院企業団
企 業 長
千 賀 孝 治

当院は北海道立紋別病院の移管を受け、平成23年４月より西紋別地域５市町村が運営する公立病院です。

この広域紋別病院は、従前から北海道立紋別病院が担ってきた二次医療機関・二次救急機関という役割を引き継ぐとともに、一次医療を担っている地元民間医療機関や国保病院、 さらには遠軽、北見、名寄、旭川等の二次医療機関や三次医療機関とも連携を密にし、相互に補完し合いながら、西紋別地域住民の暮らしを、医療を通して支えていくことを目的としております。

新病院においても、地域住民が将来的に安心して暮らせる医療環境を整え、住民から信頼され、必要とされる病院づくりに取り組むとともに、「地域の命は地域で守る」という信念のもと、昨日より今日、今日より明日へと医療環境の充実に向けて、限られた医療資源を、より効果的に結び付け、安定的に供給できる医療機能の構築に全力を傾注していきたいと考えております。

◎地域医療を取り巻く厳しい情勢の中、従来の枠組みや役割にとらわれることなく、圏域全体として将来的に持続可能な医療提供体制を構築する。

◎地域住民が身近な市町村、あるいは西紋別地域において、良質な医療を受けられ、健康で安心な生活を保つことができる医療環境を構築する。

◎医療資源の集約化、効率化を進めることにより、無駄のない医療を実現し、病院経営の健全化が図られる体制を構築する。

名　称
広 域 紋 別 病 院

所 在 地
紋別市緑町５丁目６番８号

開　設
平成23年４月１日

開 設 者
広域紋別病院企業団（平成22年11月12日設立許可）
※地方自治法に基づく一部事務組合で、地方公営企業法の全部を適用し、特別地方公共団体となる。

面積・構造
敷地面積　18,014㎡（紋別高等看護学院除く）
建築面積　5,460㎡　延床面積　10,827㎡
鉄筋コンクリート造　地上５階

標 榜 科 目
内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、外科、産婦人科、小児科、眼科、整形外科、精神科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科、神経内科、麻酔科

（17診療科）

病 床 数
一般148床、感染症２床　合計150床

各 種 指 定
地域センター病院、保険医療機関、災害拠点病院、救急告示病院、第二種感染症指定医療機関、労災保険指定病院、生活保護指定病院、エイズ拠点病院、結核指定医療機関、更生医療指定病院、養育医療指定病院、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院　等

職　員
企業長、医師、看護師、助産師、准看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、医療ソーシャルワーカー、精神科ソーシャルワーカー、第２種滅菌士、医療事務作業補助者（医療クラーク）、事務職員

身　分
病院の職員は、地方公務員法の規定を受ける。

基本的役割
○二次医療及び二次救急に対応可能な体制の整備
○保健・医療・福祉との連携
○医療従事者の育成
○住民への啓発・教育
○地域ニーズに沿った医療モデルの追求

広域紋別病院は、移管された平成23年４月１日から改築までの間は、旧道立紋別病院を使用しています。

一次、二次及び三次医療機関との連携

1 一次医療を担う医療機関との連携を確立し、円滑な運用を目指す
▲開放型ベッドの配置
▲医療機器の共同利用の促進
▲共通媒体による患者情報の管理
▲医師、看護師等の短期派遣の確立

2 一次救急を担う地域医療機関との役割分担を確立し、地域の救急医療体制を構築する
▲紋別市休日夜間急病センター及び地域医療機関との役割分担の明確化
▲地域住民に対し、救急医療体制の周知徹底
▲緊急時の医師、看護師等の臨時的派遣制度の確立

3 他二次医療機関との連携を確立する

4 三次医療を担う医療機関と連携するとともに、迅速な患者移送体制を確保する
▲三次医療機関及び大学病院等との連携を確立
▲安全、迅速な患者移送体制の確保
▲画像転送システム、遠隔医療システムの導入